

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第5期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
【会社名】	株式会社コビキタスエナジー
【英訳名】	Ubiquitous Energy, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03)5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03)5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小野 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月
売上高 (千円)	180,313	943,426	1,890,440	2,880,327	3,389,573
経常利益又は経常損失( ) (千円)	30,217	68,749	210,417	382,205	513,633
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	17,986	35,636	111,861	207,956	278,844
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)					
資本金 (千円)	65,700	167,700	249,362	376,540	383,160
発行済株式総数 (株)	1,314	12,056	14,006	1,695,500	1,724,900
純資産額 (千円)	47,713	189,011	378,872	840,300	1,125,765
総資産額 (千円)	97,999	345,149	723,737	1,284,677	1,638,837
1株当たり純資産額 (円)	36,311.32	15,374.02	27,050.73	495.61	652.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	( )	( )	( )	( )	30.0 ( )
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額( ) (円)	14,439.92	3,521.89	8,358.69	146.95	163.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)				136.97	155.78
自己資本比率 (%)	48.7	53.7	52.3	65.4	68.7
自己資本利益率 (%)		30.58	39.65	34.11	28.37
株価収益率 (倍)				9.96	8.40
配当性向 (%)					18.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		62,430	192,323	174,071	312,854
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		31,925	27,690	51,315	124,349
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		97,708	72,730	219,579	6,620
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)		164,422	401,785	744,121	939,247
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	30 ( )	96 (19)	160 (20)	236 (1)	220 ( )

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社の設立は平成17年7月4日であり、第1期は平成17年7月4日から平成18年3月31日までの8か月と28日間であります。

4. 第5期の1株当たり配当額には、上場1周年記念配当10円が含まれております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期・第3期は新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第1期から第3期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 配当性向については、第4期まで無配のため記載しておりません。
9. 当社は、第2期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツ（第5期は有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については監査を受けておりません。
10. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
11. 当社は、平成18年10月20日開催の取締役会決議に基づき、平成18年11月7日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。  
また、平成20年6月10日開催の取締役会決議に基づき、平成20年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次 決算年月	第1期 平成18年3月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月
1株当たり純資産額 (円)	90.78	153.74	270.51	495.61	652.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	30.0 ( )
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額( ) (円)	36.10	35.22	83.59	146.95	163.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)				136.97	155.78

## 2【沿革】

年月	事項
平成17年7月	エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に株式会社コピキタスエナジー(資本金5,000万円)を設立。
平成17年9月	エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。
平成18年2月	(株)ネオインターナショナルと電子ブレーカーの販売代理店契約を締結。 (有)NEOコーポレーション(現:(株)NEOコーポレーション)と電子ブレーカーの売買基本契約を締結。
平成18年8月	関西地区への販売拠点として大阪市中央区に大阪支店を開設。
平成18年11月	業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から東京都品川区へ移転。
平成19年1月	高島(株)とエコキュート等の商品売買取引基本契約を締結。
平成19年2月	(株)アントレプレナーとCMSソフトの販売に係る「工事ドットネットサービス契約」を締結し、リレーションシップ事業としてWebプロモーション事業を開始。
平成19年5月	中部地区への販売拠点として名古屋市中区に名古屋支店を開設。
平成19年7月	エコロジーソリューション事業としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。
平成19年10月	九州地区への販売拠点として福岡市博多区に福岡支店を開設。
平成19年11月	(株)ネオ・コーポレーションと電子ブレーカーの商品売買取引基本契約を締結。
平成20年3月	業容及び人員数の拡大に伴い、名古屋支店を中区栄から同区丸の内へ移転。
平成20年7月	東北地区への販売拠点として仙台市宮城野区に仙台支店を開設。
平成20年7月	業容及び人員数の拡大に伴い、大阪支店を中央区心斎橋から同区本町へ移転。
平成21年3月	(株)ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成21年7月	(株)コロナとエコキュート等の取引基本契約を締結。
平成21年8月	(株)京セラソーラーコーポレーションと住宅用ソーラー発電システムの販売店取引基本契約を締結。 エムケー精工(株)とLEDディスプレイの販売店契約を締結。
平成21年10月	ブログパーツ型環境貢献サービスを行うインターネット上のウェブサイト「グリムス(grenz)」の譲受けに関する売買契約を締結し、運営を開始。 (株)フィナンテックとCCFL照明灯の特約店契約を締結。
平成21年11月	中国・四国地区への販売拠点として広島市中区に広島支店を開設。
平成21年11月	(株)ハウスケアと太陽光発電システム等の継続的商品売買取引基本契約を締結。
平成22年3月	業容及び人員数の拡大に伴い、名古屋支店を中区丸の内から同区栄へ移転。

(注) 平成22年4月1日付で(株)ジャスダック証券取引所と(株)大阪証券取引所が合併したことに伴い、(株)大阪証券取引所JASDAQ市場に上場となっております。

### 3【事業の内容】

当社の事業は(1)エネルギーコストソリューション事業、(2)エコロジーソリューション事業、(3)リレーションシップ事業により構成されております。各事業の内容は以下のとおりであります。

#### (1) エネルギーコストソリューション事業

当社の「エネルギーコストソリューション事業」は、顧客に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業ですが、現在は、低圧電力(200V)需要家向けに電力料金削減コンサルティングを行った上、電力契約の種類変更の提案、電力会社に対する種類変更の申請代行及び電子ブレーカーの販売(当社は提携しているリース会社に対して電子ブレーカーを販売し、顧客がリース会社とリース契約を締結することにより、電子ブレーカーの提供を受ける形態が大半となります。)を行うもので、その対象は中小規模事業者です。

事業者向けの電力契約には、大別して従量電灯契約(電圧100Vで住宅向けの契約)、低圧電力契約(電圧200Vで動力を使用する需要家に対する契約)、業務用電力契約(自家用受電設備を持ち、電灯・小型機器と動力を合わせて使用する需要家に対する契約)、高圧電力契約(自家用受電設備を持ち動力を使用する需要家、又は契約電力が500kW以上2,000kW未満の需要家に対する契約)の4種類の種類があります。

当社の事業の対象となるのは、このうち低圧電力契約を電力会社と締結している事業者であり、自社の受電設備を持たず、かつ、独立した建物構造を持つ中小規模事業者で、商店・寮・医院・学校・事務所・ガソリンスタンド・営業所・小工場・旅館などがこれに該当します。

また低圧電力契約には、負荷設備契約と主開閉器契約の2種類があります。負荷設備契約では、建物内の電力を使用する機械の各々の最大使用電力量(kW)を合計したものを基礎に契約電力を計算し、これに基本料金単価を乗じて基本料金が決定されます。

一方、主開閉器契約では、電力の需要家が自らの判断で使用する最大の電力量(kW)を決めるもので、基本料金も登録した電力量に基本料金単価を乗じて決定されます。

通常、工場に設置されている全ての機械・機器を同時に、かつ、各々の最大使用電力量で稼働させる中小規模事業者は少なく、多くの低圧電力需要家では負荷設備契約よりも主開閉器契約を選択した方が基本料金は下がることとなります。しかしながら、現状の低圧電力契約はその大半が負荷設備契約となっております。これは主開閉器契約が認められた平成8年1月以降、主開閉器契約への移行を促進する企業が少なかったこと等が要因であります。

そこで当社は、低圧電力需要家のうち負荷設備契約を締結している顧客に対して電力の利用実態に係る実地調査及び分析を行うことによって電力料金削減のコンサルティングを実施し、顧客にとって最適な電力契約の種類を明らかにします。

利用実態の調査・分析の結果、主開閉器契約が最適である顧客に、電力の基本料金引き下げのために電力契約の種類変更を提案し、安全・確実な電力供給を確保するために当社が必要と判断する電子ブレーカー(注)の設置を助言すると同時に、当該電子ブレーカー設置工事の手配やリース契約締結の事務代行、電力会社に対する電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行い、最終的には提携しているリース会社に対して電子ブレーカーを販売することで収益を獲得しています。

他方、顧客は当社の電力料金削減コンサルティングの結果、電子ブレーカーを設置し、電力契約の種類を変更することで基本料金が下がることとなりますが、基本料金の削減額と電子ブレーカーに係る毎月のリース料負担との差額が、顧客にとってのメリットとなります。

(注) 通常のブレーカー(熱伝導式ブレーカー)ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更(負荷設備契約から主開閉器契約へ)に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

また、電気供給約款(電力使用契約に関する電力会社と利用者の約諾書)に基づき設定した契約容量を超えて電力を使用しても、JIS規格で定められた一定の時間内であれば許容されます。通常のブレーカーでは契約容量を超えて電力が使用されるとブレーカーが作動し電流が遮断されますが、電子ブレーカーではJIS規格で許容された時間内であれば電力を遮断しないように設計されているため、許容時間内に使用電力量の調整を行えば、電流遮断のリスクを回避することが可能となります。

以上のとおり、主開閉器契約への契約変更の際、通常のブレーカーに代えて電子ブレーカーを設置することが必ずしも必要となるものではありませんが、電子ブレーカーを設置することで、より安全・確実な電力の供給を確保しつつ、基本料金を引き下げることが可能となります。

## (2) エコロジーソリューション事業

当社の「エコロジーソリューション事業」は、CO<sub>2</sub>削減等の環境負荷削減に資する商品の販売を行う事業ですが、現在は一般家庭向けにエコキュート、IHクッキングヒーター及び住宅用ソーラー発電システムを販売しています。エコキュートは正式名称を自然冷媒ヒートポンプ式給湯器と言い、ヒートポンプで空気中の熱を集め、CO<sub>2</sub>を冷媒として圧縮機に運び、電気エネルギーによって圧縮して高温を発生させてお湯を沸かす装置です。従来の燃焼式給湯器と比較して、環境負荷の高いフロンを使用しないという特徴があります。

当社は、エコキュート、IHクッキングヒーター及び住宅用ソーラー発電システムについて潜在需要のある個人の顧客に対して、対面による詳細な説明によって契約締結に結びつけています。エコキュート等の商品は商社等から仕入れ、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行い、最終的には個人の顧客又は提携クレジット会社に対して商品を販売することで収益を獲得しています。

当事業は平成19年7月から開始されましたが、現在では売上規模でエネルギーコストソリューション事業に次ぐウェイトを占めており、順調に当社事業全体の第二の柱に育ちつつあります。

## (3) リレーションシップ事業

当社は、エネルギーコスト削減や環境負荷削減に資する商品の販売以外の事業を「リレーションシップ事業」と呼んでいます。

当事業は、現在、中小規模事業者を対象にホームページの制作・更新ソフトウェアの代理店販売を行っております。当社は、顧客に対しホームページの新規制作又はリプレースメント(更新)を提案し、申し込みを受けた場合には当該ソフトウェアを仕入れた後、リース方式で顧客へ販売します。

通常Webサイトを構築するには専門知識を必要としますが、当ソフトウェアの導入によって専門知識を必要とすることなくWebサイトを構築することが可能となり、またSEO対策(注1)、FTP機能(注2)、アップデート機能(注3)、クレジット決済機能(注4)、ホスティング・サービス(注5)等、中小規模事業者にとって必要かつ十分な機能を装備し、かつ、デザイン面でも高品質なホームページを制作することが可能となります。

当社は、ソフトウェアを仲介業者から仕入れ、直接的には当該ソフトウェアを仲介業者へ販売しておりますが、仲介業者がソフトウェアをリース会社に販売し、リース会社が顧客との間でリース契約を締結することにより、最終的に顧客に対してソフトウェアを提供しております。

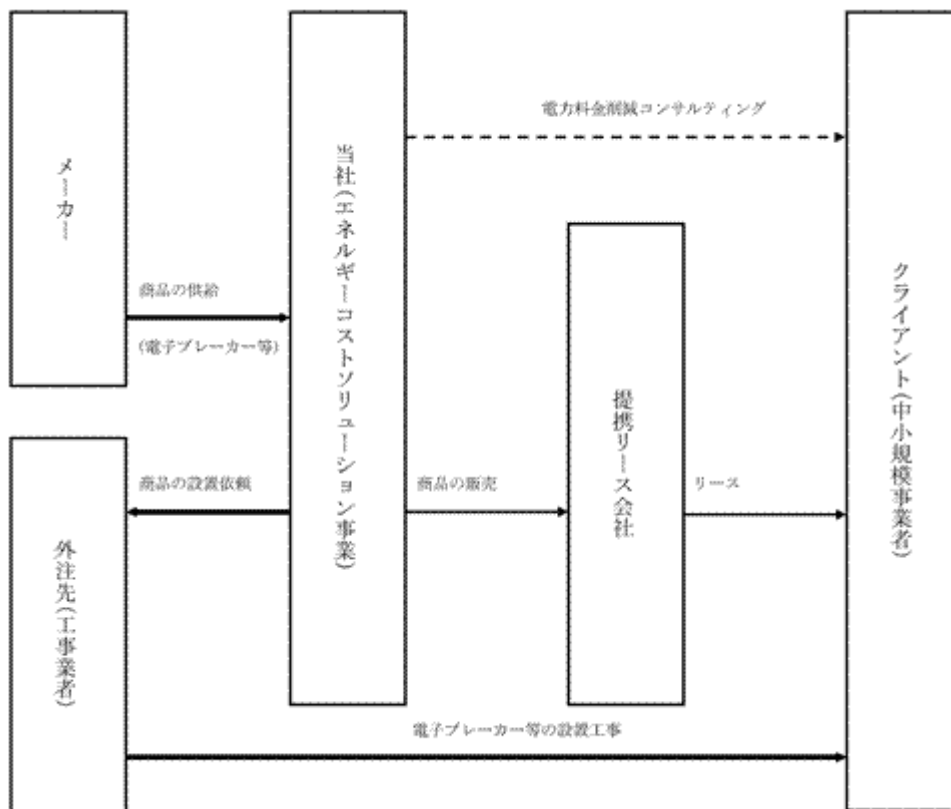
なお、当社は、市場規模の増大が予想される環境負荷削減型商品の販売をより一層強化するため、経営資源の効率的な活用や今後の見通し等を総合的に判断した結果、平成22年4月21日開催の取締役会決議に基づき、リレーションシップ事業から撤退しております。

- (注) 1. SEO(Search Engine Optimization)対策とは、検索エンジンの最適化と呼ばれ、検索エンジンの検索結果の上位に自社のWebページが表示されるように工夫すること又はそのための技術のこと。
2. FTP(File Transfer Protocol)機能とは、コンピュータ間でファイルの転送を行う機能のこと。
3. アップデート機能とは、Web上の情報に変更があった場合に、Webサイト上の情報の特別な変更手続きをすることなく、簡易な操作で最新の情報に更新される機能のこと。
4. クレジット決済機能とは、Web上で商品・サービスの売買が行われる際、その決済もクレジットカードを利用してWeb上で行える機能のこと。
5. ホスティング・サービスとは、自らのサーバーを持たない顧客に対してサーバーの全部又は一部をレンタルするサービスのこと。

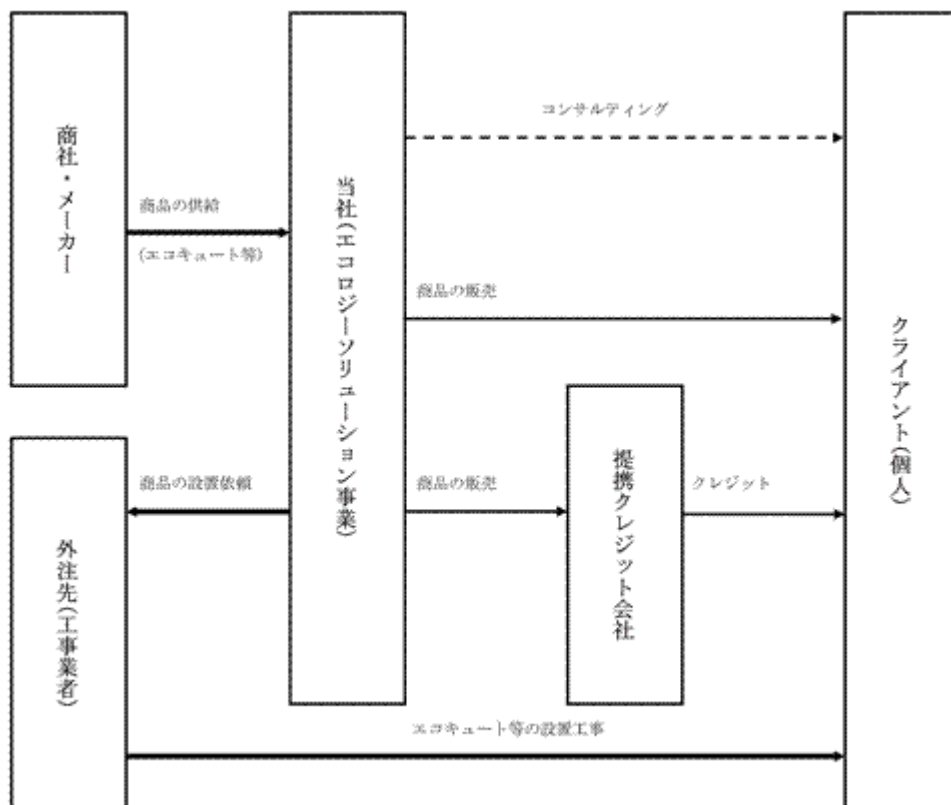
## [事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

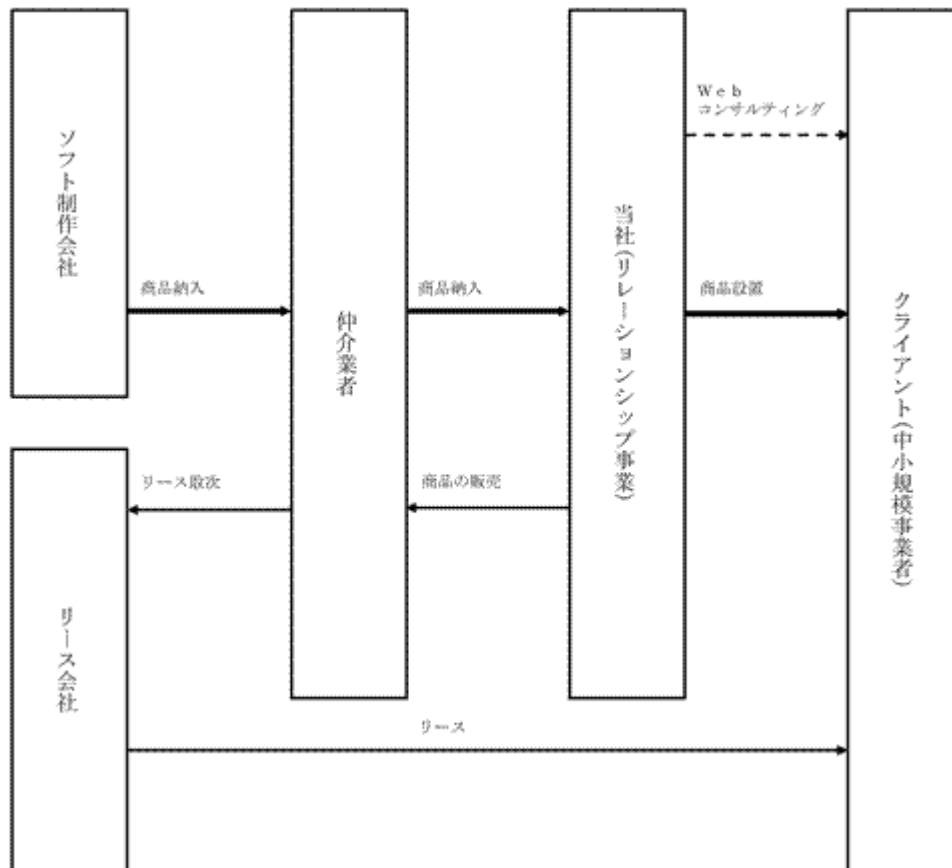
## エネルギーコストソリューション事業



## エコロジーソリューション事業



## リレーションシップ事業（平成22年4月21日撤退）



## （グリーンハウスプロジェクト事業の開始について）

当社は、平成22年4月21日より「グリーンハウスプロジェクト事業」を開始しております。

当事業は、大型商業施設等にて自社で運営する店舗を構え、主に一般家庭向けに住宅用ソーラー発電システムやエコキュート等の環境負荷削減型商品の店舗販売を行う事業です。従来、営業方法についてはテレマーケティングによる商談・販売によっておりましたが、販売方法の多角化を目的として、新たな営業方法である店舗販売を開始いたしました。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平成22年3月31日現在
			平均年間給与(千円)
220	27.1	1.8	4,011

(注) 従業員数は就業人員であります。

##### (2) 労働組合の状況

当社は、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、一昨年秋からの金融危機の影響による世界的な景気後退のため厳しい状況が続いたものの、後半には中国などアジア向けを中心とした輸出の増加に支えられ、自律性は弱いものの、景気は緩やかな回復傾向の動きが見られました。

当社のエネルギーコストソリューション事業のコンサルティングの対象となる中小規模事業者については、中小企業製造業の業況判断が3四半期連続の改善となりました。また、エコロジーソリューション事業の対象となる一般家庭については、政府の経済対策の効果があり、個人消費は持ち直しており、エコキュート及びIHクッキングヒーターの市場については、オール電化住宅の普及に伴い、引き続き広がりを見せています。

このような経済状況の中、当社はエネルギーコストソリューション事業として、事業者向けの電力料金削減コンサルティングを行い、景気動向にかかわらず存在するコスト削減に対する強い需要に支えられるとともに、11月には広島支店の開設など業容の拡大もあり、受注は順調に推移いたしました。また、取引数量の増大に伴う仕入単価の低減により、利益率は増加傾向で推移いたしました。

エコロジーソリューション事業においては、エコキュートやIHクッキングヒーターといった環境負荷削減型商品に対する旺盛な需要、平成19年7月の事業開始以来の販売ノウハウの蓄積及び業容の拡大により、受注は順調に推移いたしました。11月には、環境対策として政府が普及を支援している住宅用ソーラー発電システムの販売を開始いたしました。また、取引数量の増大に伴う仕入単価の低減により、利益率は増加傾向で推移いたしました。

リレーションシップ事業においても、受注は堅調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,389,573千円(前期比17.7%増)となりました。

利益面につきましては、広島支店の開設、業容拡大のための人員採用、当事業年度より開始した賞与引当金の計上等により、販売費及び一般管理費は増加したものの、仕入単価の低減による利益率の上昇により、営業利益は503,367千円(前期比18.0%増)となりました。また、リースにて利用している営業車両がエコカー補助金の対象となり、補助金収入6,300千円を営業外収益として計上しており、経常利益は513,633千円(前期比34.4%増)となりました。また、本社事務所のレイアウト変更、名古屋支店移転、環境関連のポータルサイト「Eco Forum」中止に伴い、固定資産除却損12,482千円を計上しており、当期純利益は278,844千円(前期比34.1%増)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ195,125千円増加し、939,247千円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は312,854千円(前期比79.7%増)となりました。

これは主に、税引前当期純利益の計上501,150千円、賞与引当金の増加45,290千円による資金の増加、及び未払金の減少18,491千円、法人税等の支払221,070千円による資金の減少等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は124,349千円(前期比142.3%増)となりました。

これは主に、ウェブサイト運営事業の譲受、社内ERPのシステム構築等に伴う無形固定資産の取得による支出40,934千円並びに敷金及び保証金の差入による支出71,160千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は6,620千円(前期比97.0%減)となりました。

これは、新株予約権の権利行使によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は、以下のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	543,045	104.2
エコロジーソリューション事業(千円)	298,228	112.0
リレーションシップ事業(千円)	56,420	118.2
合計(千円)	897,694	107.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、以下のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	2,621,882	116.5
エコロジーソリューション事業(千円)	622,322	124.4
リレーションシップ事業(千円)	145,369	112.1
合計(千円)	3,389,573	117.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社クレディセゾン	1,435,040	49.8	1,946,887	57.4
NECキャピタルソリューション株式会社	605,063	21.0	352,316	10.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 人材の育成

当社の現在の事業は、中小規模事業者を対象とする電子ブレーカーの販売と、一般家庭向けのエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システム等の販売です。当社は直接顧客に働きかけて営業を行う必要があるため、当社の業績は優秀な営業社員の育成度合いに依存しています。そのため、今期からCTIシステムを本格的に稼働させることで、営業社員の活動の一層の効率化、顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の加速化を目指します。一方、平成23年3月期より本格的に開始する店舗での販売は当社にとって新たな販売方法になりますので、店舗販売に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。

#### (2) 仕入先・外注工事先の確保

当社の仕入先は、現状電子ブレーカーで2社、エコキュート及びIHクッキングヒーターで3社、住宅用ソーラー発電システムで2社となっております。仕入先数の増加は顧客への安定的な商品供給や品揃えの面で重要です。当社としては、現状の仕入先と良好な関係を維持するとともに、特にエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システムについては、当社の販売数量の増加に伴い仕入先数を増やしていくことが課題と認識しております。

また、当社の販売方法では電子ブレーカー・エコキュート及びIHクッキングヒーター・住宅用ソーラー発電システム等の販売にはいずれも設置工事の手配が伴うため、効率的な販売活動を行うために、工事業者の確保が必須です。当社は、仕入先のメーカーや商社の紹介による優良工事業者の確保に加えて、当社独自のルートでも信頼できる工事業者の発掘を継続的に行ってまいります。

#### (3) 店舗の開設と運営

当社は、住宅用ソーラー発電システム等の販売を目的として、平成23年3月期から大型商業施設等での自社運営店舗の開設を本格化する予定です。店舗販売については、店舗の立地条件や店舗設計、運営方法の巧拙が業績に影響を及ぼすものと考えられます。そのため、店舗開設に際しては、綿密な市場調査に基づいて出店地域の選別を行い、収益性を考慮して適正規模の店舗を開設し、魅力的な店舗作りを行う方針であります。

また、店舗の運営に際しては、適正規模の人員を配置し、効率的な広告宣伝活動の推進と、来店顧客への対応ノウハウの向上と蓄積を図ってまいります。

#### (4) 内部統制システムの強化

当社は、平成19年3月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関する決議を行っており、その後平成20年3月開催の取締役会において文言を一部改訂して再度決議をしています。また金融商品取引法上要請される内部統制システムの構築に関しても平成19年6月より社内プロジェクトを立ち上げ、これに取り組んでおります。

また、平成22年4月より顧客管理システムと会計システムを統合する社内ERPのシステムを運用しており、内部統制システムの整備・運営上の課題や確認事項が発生しています。当社は、監査役監査や内部監査の過程で常に当社内外の状況変化に応じた内部統制システムの変更の必要性につき監査し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達、対応策等の早期構築を促していく方針であります。

#### (5) 法令遵守体制の強化

当社は、中小規模事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社サービスに対する真の理解と満足の実現が必要と認識しています。

そのため、営業マニュアル・コンプライアンスハンドブックを作成し、営業社員に対しては、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部から顧客への電話連絡により確認しております。

今後は、CTIシステムの活用による営業社員の監視強化や顧客サポートの拡充を行う方針であります。

#### (6) 個人情報管理の強化

当社は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者等に該当し、同法による規制の対象者となっております。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しており、また当社Webサイト上にプライバシーポリシーを掲載しています。個人情報保護に係る社内研修は新入社員向け研修カリキュラムの重要事項の一つとして位置付けております。

## 4【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、当社として必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、本項及び本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、以下の事項における将来に関する事項については、有価証券報告書提出日(平成22年6月25日)時点において当社で想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

### 1．電力業界の動向変化

#### (1) 電力契約のプラン変更

当事業年度末現在、低圧電力契約には負荷設備契約と主開閉器契約とがあります。当社は、顧客が電力基本料金の引き下げを目的として負荷設備契約から主開閉器契約へ変更する際に、リース会社経由で顧客に対して電子ブレーカーを販売することをエネルギーコストソリューション事業の根幹としております。

電力契約の種類は電力供給事業者が定めるものであるため、電力供給事業者が何らかの理由によって電力契約の種類を変更し、顧客にとって契約内容を変更するメリットが低下した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 電力単価の変動

エネルギーコストソリューション事業は、顧客に対して電力基本料金の引き下げを提案する性格のものであるため、原油価格の大きな変動等国際情勢の変化や発電・送電に係る技術革新等によって電力単価が大幅に下落した場合、当社の提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化され、当社の提案が採用される割合が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2．信用リスクの変化

当社の事業は、事業者向けの販売については業務提携しているリース会社より顧客へ商品をリース供与することが通常の業務フローとなっております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供があります。従って、当社が顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは小さいですが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合やリース会社及びクレジット会社(以下リース会社等)に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3．仕入先のリスク

当社の事業は、メーカー及びその代理店から商品を仕入れています。当社は、商品の知的所有権及び仕入先との関係では独占販売権を有していません。

そのため、仕入先は当社以外の事業者との間でも販売代理店契約や商品売買基本契約を締結する権利を有しており、また自ら顧客に対して販売もしています。

従って、何らかの事情で商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約や商品売買基本契約を締結した同業者との間で競合等が生じることで、当社の販売が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 4．法的規制

エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業は、一般家庭を対象としてエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システム等を販売しておりますが、以下の法的規制を受けております。

#### (1) 特定商取引に関する法律

当社は、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業にて、個人に対して電話で面談の約束を取った後自宅を訪問して、エコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システム等の購入を勧誘することがあるため、「特定商取引に関する法律」の適用があります。

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売に対する種々の行為規制(同法第3条乃至第6条等)等を定めておりますが、同法に違反する行為を行った場合には、当社は業務の改善指示(同法第7条)、停止命令等の行政処分(同法第8条)等を受ける可能性があります。

当社は、訪問販売活動を行う営業社員に対するコンプライアンス研修を実施するなど、従業員が同法に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示・停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社が行政処分を受けた場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定された場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が行っている訪問販売においては、同法上、クーリング・オフ制度(同法第9条)即ち顧客が申し込みや契約締結をした後も一定期間内であれば解約(返品)ができる制度が定められており、当社においてもクーリング・オフ期間中の解約(返品)を受け付けております。

これまでクーリング・オフ期間中に大量の解約(返品)が発生した事実はありませんが、今後大量の解約(返品)が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 消費者契約法

当社は、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業にて、個人に対してエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システム等を販売しているため、消費者契約法の適用があります。

同法上、事業者が重要事項について事実と異なることを告げ、これによって消費者が告げられた内容を事実だと誤認した場合など、一定の場合には、消費者は一方的に契約を取り消すことができます(同法第4条等)。

当社は、従業員に対し同法に違反した行為を行わないよう徹底して指導を行っており、これまで、同法に基づき解約が発生した事実はありませんが、今後大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

当社は、グリーンハウスプロジェクト事業にて広告やチラシを配布して販売の勧誘を行うこと等により、販売活動に関しては不当景品類及び不当表示防止法の適用があります。同法との関連で、エコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用ソーラー発電システム等の販売の過程において、例えば、電気料金の削減効果や売電価格を過大に表示することで同法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示に該当する可能性があり、また、事実と反して当選者のみが安い価格で購入可能等の勧誘により商品を販売することは、同法第4条第1項第2号の有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社は、従業員がかような行為を行わないように研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行っていますが、万が一かかる事態が発生したと認められた場合は行政処分の対象となる場合があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 特定事業への依存度が高いことについて

当社の事業は、エネルギーコストソリューション事業・エコロジーソリューション事業・グリーンハウスプロジェクト事業の三つに区分されます(リレーションシップ事業は平成22年4月で撤退)が、エネルギーコストソリューション事業が当社の創業以来の主力事業であるのに対して、リレーションシップ事業は第2期の途中(平成19年2月)から開始し、エコロジーソリューション事業は第3期の途中(平成19年7月)から開始し、グリーンハウスプロジェクト事業は第6期の途中(平成22年4月)から開始した比較的新しい事業です。そのため、エネルギーコストソリューション事業が第5期の売上高に占める割合は77.3%と高い水準となっております。

当社は、将来的にエコロジーソリューション事業とグリーンハウスプロジェクト事業をエネルギーコストソリューション事業と並ぶ当社の主力事業として拡大させる方針ですが、当該事業が当社の期待通りに業績を達成していく保証はなく、また何らかの事情によりエネルギーコストソリューション事業の販売が低迷した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の事業区分別の売上高構成比率は以下のとおりであります。

事業区分	主要品目	第2期 事業年度	第3期 事業年度	第4期 事業年度	第5期 事業年度
		自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
エネルギーコストソリューション事業	電子制御ブレーカー	99.5%	89.7%	78.1%	77.3%
エコロジーソリューション事業	ヒートポンプ式給湯設備		3.4%	17.4%	18.4%
リレーションシップ事業	ソフトウェア	0.5%	6.9%	4.5%	4.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 6．新規事業の開始について

当社は、第5期まではテレマーケティングによる商談・販売を主たる営業方法としてきましたが、販売方法の多角化を目的として、平成22年4月より、自社で運営する店舗を構えることにより住宅用ソーラー発電システムやエコキュート等の販売を行うグリーンハウスプロジェクト事業を開始いたしました。

かかる新規事業は、店舗の展開・運営や店頭での商談・販売といった新しい営業方法を活用することから、販売額の伸び悩みなどにより事業が計画通りに展開できなくなった場合、当社業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 7．新システムの導入について

当社は、マーケティングを支援するためのC T Iシステムを平成22年3月より一部の拠点にて導入し、第6期の期中にて全国の拠点に導入していく予定です。C T Iシステムの導入により、従来は人が管理していたテレマーケティングのデータベースはシステム化され、効率的な営業活動が可能となり、顧客の情報管理を一元的に行うことが可能となりますが、同システムを効果的に活用できず、収益を高めることができない場合、同システムに投資した金額を回収できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は顧客管理システムと会計システムを統合する社内E R Pのシステムを構築し、平成22年4月より運用しています。同システムは、従来は個別に管理していた商品の受注・納品と会計処理を一体化し、事務業務の効率化と誤処理の防止を図るものですが、同システムの運用ミスや不具合が発生した場合、日常業務に支障をきたすことになり、適正な財務諸表の作成を阻害する可能性があります。

#### 8．個人情報漏洩リスクについて

当社は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社は、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営しております。具体的には、当社の取締役を統括個人情報管理責任者に指名して個人情報保護の管理を行うとともに、定期的に個人情報保護の監査を実施させております。また、当社のホームページに当社の個人情報保護への取組とプライバシー・ポリシーを掲載しております。

以上のとおり、個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社が保有している個人情報が漏洩するなどした場合、適切な対応を行うためのコスト負担、当社の社会的信用の低下、当社に対する損害賠償請求等により、当社の業績に悪影響が生じる可能性があります。

#### 9．新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員のインセンティブ向上を目的として、従業員持株会に加えて、役員及び従業員個人に対するストック・オプション制度を導入しています。当社は、インセンティブ・プランの存在がこれまで当社が優秀な人材を確保できた重要な要因の一つと考えており、今後もかかるインセンティブ・プランを継続する所存です。当事業年度末現在、ストック・オプションによる潜在株式数は101,000株であり、発行済株式総数1,724,900株の5.9%に相当しています。

現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 仕入・外注に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月1日	販売代理店契約書	株式会社ネオインターナショナル	電子プレーカーの販売代理店の契約	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年2月1日	工事ドットネットサービス規約・覚書	株式会社アントレプレナー	「サイトアップシステム」の仕入及び販売	期間の定めなし

(注) 商用目的のビジネスサイトを簡単に構築できるホームページ作成ソフトで、専門知識なしに運営することが可能。

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年11月30日	商品売買基本契約書	株式会社ネオ・コーポレーション	電子プレーカーの継続的売買の契約	1年間(自動更新の条項有り)

### (2) リース・クレジットに関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月8日	リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社(現：NTTファイナンス株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月13日	リース業務提携申込書	株式会社クレディセゾン	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年7月2日	取扱基本契約書	三菱電機クレジット株式会社	商品の割賦販売の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年12月25日	プロモーションリースに関する協定書	NECリース株式会社(現：NECキャピタルソリューション株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成20年6月11日	加盟店基本契約書	株式会社オリエントコーポレーション	商品の割賦販売の取扱いに関する基本契約	期間の定めなし

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、子会社を有しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は当社の財務諸表に基づいて分析した内容です。

なお、本文における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、給与賃金及び諸手当並びに賞与引当金の計上、繰延税金資産の回収可能性の判断等につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産は1,417,727千円となり、前事業年度末に比べて237,888千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が195,125千円、繰延税金資産が24,502千円増加したことによるものであります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産は221,109千円となり、前事業年度末に比べて116,466千円増加いたしました。これは主にウェブサイト運営事業の譲受及びC T Iシステムの導入等によりソフトウェアが37,748千円、社内E R Pのシステム構築等によりソフトウェア仮勘定が12,600千円、業容拡大に伴い敷金及び保証金が60,111千円増加したことによるものであります。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債は511,896千円となり、前事業年度末に比べて68,610千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が28,015千円、賞与引当金が45,290千円増加したことによるものであります。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債は1,175千円となり、前事業年度末に比べて84千円増加いたしました。これは長期未払費用が406千円増加し、長期未払金が322千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産は1,125,765千円となり、前事業年度末に比べ285,464千円増加いたしました。これは主に、当期純利益を278,844千円計上したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高及び売上総利益)

当事業年度における売上高は、エネルギーコストソリューション事業が広島支店の開設などにより業容を拡大したことや、エコロジーソリューション事業が着実に売上を伸ばしていることから、売上高は3,389,573千円となりました。また、エネルギーコストソリューション事業及びエコロジーソリューション事業の取引数量の増大に伴う仕入単価の低減により、売上総利益は2,497,779千円となりました。売上総利益率は73.7%となり、前事業年度対比2.8ポイント改善しております。

#### (販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,994,412千円となりました。人件費1,388,272千円、求人費78,139千円、地代家賃113,868千円、旅費交通費145,402千円、通信費62,342千円が主な内訳となっております。

#### (営業外収益及び営業外費用)

当事業年度における営業外収益は10,626千円、営業外費用は360千円となりました。

営業外収益の主な内訳は、受取利息884千円、受取手数料1,450千円、解約手数料1,875千円、補助金収入6,300千円となっております。

営業外費用の内訳は、支払利息164千円、創立費償却128千円、株式交付費償却67千円となっております。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、1 [業績等の概要] に記載しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は80,863千円であり、その主なものは、社内ERPのシステム構築21,930千円、CTIシステム導入17,816千円、ウェブサイト運営事業の譲受16,492千円等の無形固定資産の取得、及び社内ERPのシステム構築・ウェブサイト運営事業の譲受到に伴うサーバー等10,331千円、本社増床・改修5,178千円、支店移転・開設5,373千円等の有形固定資産の取得などであります。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都品川区	本社事務所	14,014	18,708	30,965	63,687	109
大阪支店	大阪市中央区	大阪事務所	3,636	922	7,804	12,363	42
名古屋支店	名古屋市中区	名古屋事務所	2,333	1,168	6,132	9,633	28
福岡支店	福岡市博多区	福岡事務所	274	523	3,876	4,674	17
仙台支店	仙台市宮城野区	仙台事務所	381	1,094	2,405	3,882	15
広島支店	広島市中区	広島事務所	1,280	328	2,872	4,481	9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 主な賃借及びリース契約により使用している設備は以下のとおりであります。

##### <賃借設備>

事業所名	所在地	科目	数量(坪)	賃借料 (千円/月)
本社	東京都品川区	建物	299.01	4,711
大阪支店	大阪市中央区	建物	120.29	1,168
名古屋支店	名古屋市中区	建物	96.50	683
福岡支店	福岡市博多区	建物	53.09	456
仙台支店	仙台市宮城野区	建物	32.30	373
広島支店	広島市中区	建物	46.63	278

##### <リース設備>

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
複合機	10	5	1,352	4,276
ファクシミリ	1	5	111	27
名刺プリンタ	1	5	114	209
ビデオ会議システム	1	6	121	434
ビジネスフォン主装置	4	7	686	3,622
営業用車両	68	3	28,120	61,166

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、今後の事業展開・出店計画・景気予測・投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、重要な設備の新設、改修計画は以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
エコラステーション ロックシティ守谷店 (茨城県守谷市)	店舗設備	9,238		自己資金	平成22年 4月	平成22年 4月	販売力の増加
エコラステーション ロックシティ水戸南店 (茨城県東茨城郡茨城町)	店舗設備	8,850	1,000	自己資金	平成22年 6月	平成22年 7月	販売力の増加
その他出店 予定店舗 5店	店舗設備	54,059		自己資金	平成22年 7月	平成23年 2月	販売力の増加

(注) 上記投資予定金額は、確定金額ではないため、今後金額が変更される可能性があります。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,724,900	1,725,600	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数 100株 権利内容に何 ら限定のない 当社における 標準の株式
計	1,724,900	1,725,600	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 事業年度末現在の上場金融商品取引所は、ジャスダック証券取引所であります。なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で大阪証券取引所と合併しており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	26	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,400 (注)2、4、5	10,000 (注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
2. 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。  
また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	125	122
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,500 (注)2、4	12,200 (注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日の前月末現在150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日の前月末現在150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	91	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,100 (注)2、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在では800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在では800円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000 (注)2、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在は800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在は800円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
  - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
  - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
  - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年7月4日 (注)1	1,000	1,000	50,000	50,000		
平成17年9月1日 (注)2	314	1,314	15,700	65,700		
平成18年7月14日 (注)3	1,700	3,014	102,000	167,700		
平成18年11月7日 (注)4	9,042	12,056		167,700		
平成19年7月27日 (注)5	1,200	13,256	21,662	189,362		
平成19年7月27日 (注)6	750	14,006	60,000	249,362		
平成20年7月1日 (注)7	1,386,594	1,400,600		249,362		
平成21年3月12日 (注)8	250,000	1,650,600	109,250	358,612	109,250	109,250
平成21年3月24日 (注)9	39,000	1,689,600	17,043	375,655	17,043	126,293
平成21年3月30日 (注)10	5,900	1,695,500	885	376,540		126,293
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)11	29,400	1,724,900	6,620	383,160		126,293

(注)1. 設立による発行であります。

発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2. 有償第三者割当

発行価格50,000円 資本組入額50,000円

割当先 田中政臣等

3. 有償第三者割当

発行価格60,000円 資本組入額60,000円

割当先 田中政臣、那須慎一、石垣康治、小野裕章等

4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。

5. 新株予約権の行使により発行済株式総数が1,200株、資本金が21,662千円増加しております。

6. 有償第三者割当

発行価格80,000円 資本組入額80,000円

割当先 (株)クレディセゾン、新規事業投資(株)、新規事業投資1号投資事業有限責任組合

(株)ネオ・コーポレーション、(株)ネオインターナショナル

7. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。

8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格950円 引受価格874円 資本組入額437円 払込金総額218,500千円

9. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格874円 資本組入額437円

割当先 みずほインベスターズ証券(株)

10. 新株予約権の行使により発行済株式総数が5,900株、資本金が885千円増加しております。

11. 新株予約権の行使により発行済株式総数が29,400株、資本金が6,620千円増加しております。

12. 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が700株、資本金が105千円増加しております。

( 6 ) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		4	11	4	3	2	510	534	
所有株式数(単元)		710	202	452	397	8	15,478	17,247	
所有株式数の割合(%)		4.12	1.17	2.62	2.30	0.05	89.74	100.00	

( 7 ) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 政臣	東京都江東区	1,053,000	61.05
UB従業員持株会	東京都品川区東五反田五丁目23番7号	81,200	4.71
那須 慎一	東京都江東区	74,500	4.32
石垣 康治	仙台市若林区	52,500	3.04
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	34,900	2.02
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	30,000	1.74
FGCS N.V.RE TREATY ACCOUNT (TAXABLE) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	206-214 HERENGRACHT AMSTERDAM THE NETHERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	23,700	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,700	1.32
村山 拓蔵	東京都港区	20,000	1.16
近藤 雄一	新潟市中央区	18,300	1.06
計	-	1,410,800	81.79

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,724,700	17,247	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	1,724,900		
総株主の議決権		17,247	

## 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
計					

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、当社社職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ること、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的としております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員38名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成19年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

決議年月日	平成19年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員69名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

当期における配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績見通しを総合的に勘案した結果、期末配当予想を、普通配当について1株当たり20円の配当を実施することといたしました。加えて、平成21年3月13日のジャスダック証券取引所（現：大阪証券取引所JASDAQ市場）への上場から本年3月をもって上場1周年を迎えるにあたり、株主の皆様へ感謝の意を表するため、上場1周年記念配当10円を実施させていただくことを決定いたしました。これにより、平成22年3月期の期末配当金は、普通配当20円と記念配当10円を合わせて、合計30円となります。この結果、当事業年度の配当性向は18.4%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年6月25日 定時株主総会決議	51,747	30

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	-	-	-	2,100	1,630
最低(円)	-	-	-	1,228	900

(注) 1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で大阪証券取引所と合併しております。

また、平成21年3月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 当社の設立は平成17年7月4日であり、第1期は平成17年7月4日から平成18年3月31日までの8か月と28日間であります。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	1,400	1,250	1,318	1,300	1,285	1,550
最低(円)	1,177	900	1,010	1,130	1,081	1,179

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で大阪証券取引所と合併しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		田中 政臣	昭和53年10月21日生	平成11年10月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現：株式会社SBR)取締役就任 平成16年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)取締役就任 平成17年7月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,053,000
専務取締役	管理本部長	小野 裕章	昭和39年7月11日生	昭和63年4月 株式会社日本債券信用銀行(現：株式会社あおぞら銀行)入行 平成12年12月 株式会社ギャガ・コミュニケーションズ(現：ギャガ株式会社)入社 平成18年1月 当社取締役就任 平成19年4月 当社専務取締役就任 管理本部長(現任)	(注)3	12,000
常務取締役	営業本部長	那須 慎一	昭和50年11月23日生	平成11年10月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年10月 株式会社アントレプレナー入社 平成16年11月 同社取締役就任 平成18年7月 当社取締役就任 平成19年4月 当社常務取締役就任 営業本部長(現任)	(注)3	74,500
取締役		石垣 康治	昭和47年10月1日生	平成7年4月 株式会社伊藤園入社 平成12年5月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年4月 工事ドットネット株式会社(現：株式会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社取締役就任(現任) 平成19年4月 当社管理本部副本部長	(注)3	52,500
取締役	営業本部副本部長	三浦 幹之	昭和49年4月19日生	平成7年4月 キャンシステム株式会社入社 平成9年9月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成10年4月 工事ドットネット株式会社(現：株式会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社監査役就任 平成17年8月 当社業務部長 平成19年4月 当社営業本部副本部長(現任) 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	13,300
取締役		裕 光司	昭和33年7月11日生	昭和57年4月 株式会社日本債券信用銀行(現：株式会社あおぞら銀行)入行 平成15年4月 同行業務推進室長 平成16年8月 同行営業第二部長 平成17年10月 株式会社シンフォニー・ファイナンス・パートナーズ入社 平成18年12月 シンフォニー・コーポレート・アドバイザー株式会社取締役就任 平成19年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年2月 日本みらいキャピタル株式会社入社	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		手塚 博水	昭和31年11月25日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行(現：株式会社三井住友銀行)入行 昭和60年10月 通商産業省(現：経済産業省)出向 平成元年10月 株式会社日本総合研究所出向 平成15年7月 朝日監査法人(現：あずさ監査法人)企業公開部出向 平成16年4月 S M B C フレンド証券株式会社出向 平成18年6月 当社顧問就任 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	1,500
監査役		阿久津 裕	昭和39年4月13日生	昭和63年4月 商工組合中央金庫入庫 平成3年4月 中央監査法人(現：みずさ監査法人)入所 平成12年1月 株式会社ウェブクルー取締役副社長就任 平成17年12月 リーシング・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役就任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	
監査役		西本 昌道	昭和14年3月29日生	昭和39年4月 鐘淵紡績株式会社(現：トリニティ・インベストメント株式会社)入社 昭和39年10月 日本専売公社(現：日本たばこ産業株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 平成5年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 平成8年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 平成9年6月 有機合成薬品工業株式会社専務取締役就任 平成11年6月 同社代表取締役社長就任 平成19年6月 同社取締役会長就任 平成20年6月 同社相談役就任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	
計						1,206,800

- (注) 1．取締役 裕光司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2．監査役 阿久津裕及び西本昌道は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3．平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4．平成20年9月30日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5．平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

#### 企業統治の体制

##### イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会により、業務執行の監督及び監視を行っております。当社の取締役会は、取締役5名及び社外取締役1名の計6名で構成されており、定時取締役会を毎月1回及び臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当社取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、業務執行に関する経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、意思決定の健全性・透明性・効率性・迅速性の確保に努めております。

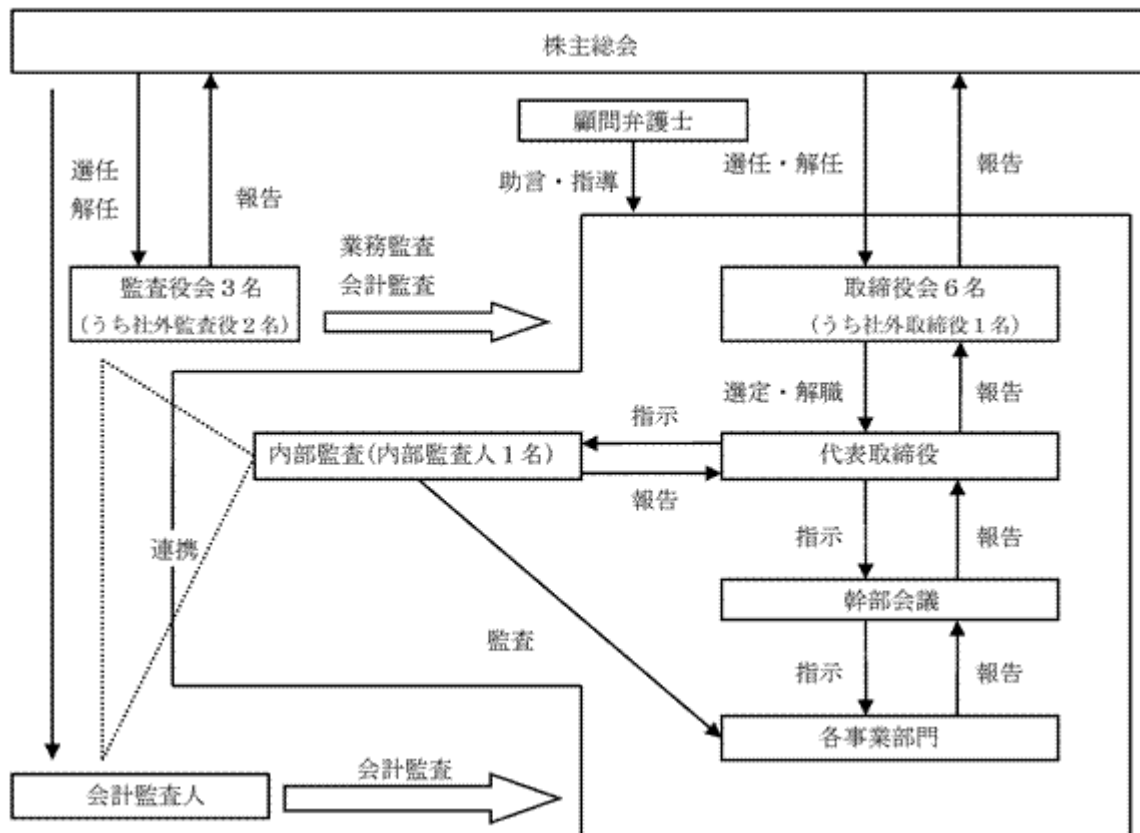
一方、監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役(社外)2名の計3名で構成されており、定時監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催することになっております。監査役会は監査役会規程に基づき、取締役の職務執行を監査しております。

取締役会において、会社の経営上の意思決定がなされると、各事業部門に対し業務執行の指示が出され、各事業部門では必要に応じ他の事業部門と連携を取りながら業務を執行する体制としております。

また、会社の経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集・分析、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に関わる方針や各事業部門において抱える課題で組織横断的に協議すべき事項について、代表取締役及び決裁権限基準に基づく決裁者の意思決定に資するために、取締役・各部門長・代表取締役の指名する社員、及びオブザーバーとして出席する監査役及び内部監査人で構成される幹部会議を設置しており、原則毎週1回会議を実施しております。

#### ・会社の機関・内部統制に関する概要図

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

A．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定し厳格に運用する。代表取締役は管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、管理本部総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたりとともに、全役員に周知徹底させる。
- (2)内部監査人は、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- (3)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4)監査役会は、この内部統制システムの有効性及び機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理・保存する。
- (2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役は、リスク管理委員会の委員長となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理規程の見直しを含めたリスク管理体制の整備・充実を図る。
- (2)内部監査人は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (3)取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は、管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての統括責任者に任命し、中期利益計画及び年度予算に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- (2)各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- (3)統括責任者は、各部門担当取締役に、その業務執行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

E．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社には企業集団が存在しないため該当事項はないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。

F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

G．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2)監査役は、取締役及び使用人が定時もしくは臨時に監査役へ報告すべき事項を定める。
- (3)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
- (4)監査役会への報告は常勤監査役への報告をもって行う。

H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・幹部会議・その他監査役が重要と認める会議に出席する。
- (2) 監査役は、稟議書・社内情報システム・その他監査役が重要と認める報告書等の文書を随時に関覧する。
- (3) 監査役は、毎月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的及び必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

八. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理については代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、幹部会議において動向を把握し、また外部専門家との適切なコミュニケーションにより、法令遵守体制の確保に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

(a) 内部監査

経営の効率性・適法性・健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直属の内部監査人を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査人(1名)が監査役や会計監査人と連携を取りながら、年度内部監査計画書により各部門へのヒアリング・実地調査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

(b) 監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。当社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役会及び幹部会議をはじめとした重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、各部門へのヒアリングを行うとともに、内部監査人や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査役阿久津裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外取締役及び社外監査役

当社社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役本人及び社外監査役本人と当社との間には、人的関係・資本関係・取引関係・その他利害関係はありません。

当社は、社外監査役による監査の実施を行っており、また社外取締役による中立性の高い取締役会運営を行っております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると考えており、現在の体制が当社にとって最適であると判断しております。

また、各部門へのヒアリングを行うとともに、内部監査人や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監督機能の向上を目指しております。

なお、社外監査役のうち1名を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結し、同監査法人により会計監査を受けております。

同監査法人に所属し、業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員	御子柴顯
指定有限責任社員・業務執行社員	武井雄次

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、上記以外に当該会計監査業務に従事した監査補助者は、公認会計士4名・会計士補等3名・その他3名であります。

同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	76,950	76,950	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	8,400	8,400	-	-	-	1
社外役員	8,100	8,100	-	-	-	5

(注) 上記には、平成21年6月26日開催の第4回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外役員2名の在任中の報酬額を含んでおります。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第5回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第2回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款の定めに基づき、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,500	4,512	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、新規上場に係る助言・指導業務及び財務報告に係る内部統制構築の助言・指導業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	744,121	939,247
売掛金	357,755	362,207
商品	20,367	26,268
前払費用	30,965	31,581
繰延税金資産	25,586	50,089
その他	1,041	8,334
流動資産合計	1,179,838	1,417,727
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	28,020	21,920
工具、器具及び備品(純額)	14,166	25,671
有形固定資産合計	42,187	47,591
無形固定資産		
ソフトウェア	9,385	47,133
ソフトウェア仮勘定	-	12,600
無形固定資産合計	9,385	59,733
投資その他の資産		
長期前払費用	397	834
敷金及び保証金	52,359	112,471
繰延税金資産	313	478
投資その他の資産合計	53,070	113,784
固定資産合計	104,642	221,109
繰延資産		
創立費	128	-
株式交付費	67	-
繰延資産合計	196	-
資産合計	1,284,677	1,638,837
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	87,501	78,061
未払金	178,809	187,792
未払費用	3,173	3,698
未払法人税等	132,472	160,488
未払消費税等	36,776	30,487
預り金	4,552	6,078
賞与引当金	-	45,290
流動負債合計	443,285	511,896
固定負債		
長期未払金	322	-
長期未払費用	769	1,175
固定負債合計	1,091	1,175
負債合計	444,377	513,071

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	376,540	383,160
資本剰余金		
資本準備金	126,293	126,293
資本剰余金合計	126,293	126,293
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	337,467	616,312
利益剰余金合計	337,467	616,312
株主資本合計	840,300	1,125,765
純資産合計	840,300	1,125,765
負債純資産合計	1,284,677	1,638,837

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	2,880,327	3,389,573
売上原価		
商品期首たな卸高	24,682	20,367
当期商品仕入高	835,462	897,694
合計	860,144	918,062
商品期末たな卸高	<sup>2</sup> 20,367	<sup>2</sup> 26,268
商品売上原価	839,776	891,794
売上総利益	2,040,550	2,497,779
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,613,942	<sup>1</sup> 1,994,412
営業利益	426,608	503,367
営業外収益		
受取利息	977	884
受取手数料	2,986	1,450
解約手数料	1,243	1,875
補助金収入	-	6,300
その他	145	115
営業外収益合計	5,353	10,626
営業外費用		
支払利息	171	164
創立費償却	128	128
株式交付費	1,489	-
株式交付費償却	271	67
上場関連費用	46,813	-
その他	882	-
営業外費用合計	49,756	360
経常利益	382,205	513,633
特別損失		
固定資産除却損	276	<sup>3</sup> 12,482
特別損失合計	276	12,482
税引前当期純利益	381,929	501,150
法人税、住民税及び事業税	182,955	246,973
法人税等調整額	8,983	24,667
法人税等合計	173,972	222,305
当期純利益	207,956	278,844

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	249,362	376,540
当期変動額		
新株の発行	127,178	6,620
当期変動額合計	127,178	6,620
当期末残高	376,540	383,160
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	-	126,293
当期変動額		
新株の発行	126,293	-
当期変動額合計	126,293	-
当期末残高	126,293	126,293
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	-	126,293
当期変動額		
新株の発行	126,293	-
当期変動額合計	126,293	-
当期末残高	126,293	126,293
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	129,510	337,467
当期変動額		
当期純利益	207,956	278,844
当期変動額合計	207,956	278,844
当期末残高	337,467	616,312
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	129,510	337,467
当期変動額		
当期純利益	207,956	278,844
当期変動額合計	207,956	278,844
当期末残高	337,467	616,312
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	378,872	840,300
当期変動額		
新株の発行	253,471	6,620
当期純利益	207,956	278,844
当期変動額合計	461,427	285,464
当期末残高	840,300	1,125,765

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	378,872	840,300
当期変動額		
新株の発行	253,471	6,620
当期純利益	207,956	278,844
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	461,427	285,464
当期末残高	840,300	1,125,765

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	381,929	501,150
減価償却費	8,238	12,628
長期前払費用償却額	248	292
賞与引当金の増減額(は減少)	-	45,290
受取利息	977	884
支払利息	171	164
創立費償却	128	128
株式交付費	1,489	-
株式交付費償却	271	67
上場関連費用	46,813	-
固定資産除却損	276	12,482
売上債権の増減額(は増加)	162,202	4,451
たな卸資産の増減額(は増加)	4,314	5,900
その他の流動資産の増減額(は増加)	15,235	531
仕入債務の増減額(は減少)	30,513	9,439
未払金の増減額(は減少)	22,270	18,491
未払消費税等の増減額(は減少)	7,294	6,289
その他の流動負債の増減額(は減少)	8,384	4,163
その他	293	2,853
小計	334,221	533,232
利息の受取額	977	857
利息の支払額	171	164
法人税等の支払額	160,956	221,070
営業活動によるキャッシュ・フロー	174,071	312,854
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	31,883	15,224
無形固定資産の取得による支出	1,521	40,934
敷金及び保証金の差入による支出	27,044	71,160
敷金及び保証金の回収による収入	9,125	3,699
貸付金の回収による収入	195	-
その他	187	730
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,315	124,349
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	300,000	400,000
短期借入金の返済による支出	300,000	400,000
株式の発行による収入	251,265	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	885	6,620
上場関連費用による支出	32,570	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	219,579	6,620
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	342,336	195,125
現金及び現金同等物の期首残高	401,785	744,121
現金及び現金同等物の期末残高	744,121	939,247



【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1)商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1)創立費 旧商法施行規則の規定に基づく5年均等償却を採用しております。</p> <p>(2)株式交付費 原則一括費用処理をしております。</p> <p>但し、企業規模拡大のための資金調達に係る株式交付費については、繰延資産に計上し、効果の及ぶ期間(3年)の均等償却を採用しております。</p>	<p>(1)創立費 同左</p> <p>(2)株式交付費 同左</p>
4. 引当金の計上基準		<p>賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>（追加情報） 当社は、業績に連動して従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理しておりましたが、将来支給額の合理的な見積りの基準を設定したことから、当事業年度より賞与引当金を計上することといたしました。</p> <p>これに伴い、従来の方方法に従った場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ45,290千円減少しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響はありません。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,748千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,197千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																															
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は61.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は38.4%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td> <td>950,169千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>111,456千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>175,830千円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>55,739千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>81,457千円</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td>96,621千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>8,238千円</td> </tr> </table>		役員報酬、給与賃金及び諸手当	950,169千円	法定福利費	111,456千円	旅費交通費	175,830千円	通信費	55,739千円	地代家賃	81,457千円	求人費	96,621千円	減価償却費	8,238千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は64.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は35.8%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td> <td>1,203,413千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>139,568千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>45,290千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>145,402千円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>62,342千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>113,868千円</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td>78,139千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>12,628千円</td> </tr> </table>		役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,203,413千円	法定福利費	139,568千円	賞与引当金繰入額	45,290千円	旅費交通費	145,402千円	通信費	62,342千円	地代家賃	113,868千円	求人費	78,139千円	減価償却費	12,628千円
役員報酬、給与賃金及び諸手当	950,169千円																																
法定福利費	111,456千円																																
旅費交通費	175,830千円																																
通信費	55,739千円																																
地代家賃	81,457千円																																
求人費	96,621千円																																
減価償却費	8,238千円																																
役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,203,413千円																																
法定福利費	139,568千円																																
賞与引当金繰入額	45,290千円																																
旅費交通費	145,402千円																																
通信費	62,342千円																																
地代家賃	113,868千円																																
求人費	78,139千円																																
減価償却費	12,628千円																																
<p>2. 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">11,666千円</p>		<p>2. 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">11,291千円</p>																															
		<p>3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10,519千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>354千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,608千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,482千円</td> </tr> </table>		建物	10,519千円	工具、器具及び備品	354千円	ソフトウェア	1,608千円	計	12,482千円																						
建物	10,519千円																																
工具、器具及び備品	354千円																																
ソフトウェア	1,608千円																																
計	12,482千円																																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	14,006	1,681,494		1,695,500
合計	14,006	1,681,494		1,695,500
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 普通株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

平成20年7月1日付 1株を100株とする株式分割を行ったことによる増加 1,386,594株  
平成21年3月12日付 株式上場に伴う公募増資による新株の発行による増加 250,000株  
平成21年3月24日付 株式上場に伴う第三者割当による新株の発行による増加 39,000株  
平成21年3月30日付 新株予約権の行使による新株発行による増加 5,900株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,695,500	29,400		1,724,900
合計	1,695,500	29,400		1,724,900
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 普通株式の増加数の増加29,400株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	51,747	利益剰余金	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(注) 1株当たり配当額30円には、上場1周年に伴う記念配当10円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 744,121千円	現金及び預金勘定 939,247千円
現金及び現金同等物 744,121千円	現金及び現金同等物 939,247千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については内部資金を使用しております。余剰資金は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、当事業年度において貸倒は発生しておりません。

敷金及び保証金は営業保証金と事務所敷金であり、差入先である取引先企業等の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、信用状況を差入時に調査し、優良先のみと契約しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	939,247	939,247	-
(2) 売掛金	362,207	362,207	-
(3) 敷金及び保証金	112,471	101,637	10,833
資産計	1,413,925	1,403,091	10,833
(1) 買掛金	78,061	78,061	-
(2) 未払金	187,792	187,792	-
(3) 未払法人税等	160,488	160,488	-
(4) 未払消費税等	30,487	30,487	-
負債計	456,829	456,829	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	939,247	-	-	-
売掛金	362,207	-	-	-
敷金及び保証金	2,405	2,365	6,748	100,952
合計	1,303,859	2,365	6,748	100,952

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 59名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 32,800株	普通株式 14,400株	普通株式 35,200株
付与日	平成18年7月25日	平成18年7月25日	平成19年3月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 69名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 25,000株	普通株式 18,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成19年3月2日	平成19年8月10日	平成19年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。

権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	26,800	13,200	32,700
付与			
失効	1,200	1,200	2,900
権利確定	25,600	12,000	29,800
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定	25,600	12,000	29,800
権利行使	3,200		2,700
失効			
未行使残	22,400	12,000	27,100

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	25,000	15,400	32,000
付与			
失効		1,600	
権利確定	25,000		
未確定残		13,800	32,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定	25,000		
権利行使			
失効			
未行使残	25,000		

## 単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	1,453		1,453
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	800	800
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価 単価 (円)			



3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 59名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 32,800株	普通株式 14,400株	普通株式 35,200株
付与日	平成18年7月25日	平成18年7月25日	平成19年3月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 69名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 25,000株	普通株式 18,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成19年3月2日	平成19年8月10日	平成19年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。

権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	22,400	12,000	27,100
権利確定			
権利行使	12,000		14,000
失効			600
未行使残	10,400	12,000	12,500

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末		13,800	32,000
付与			
失効		1,000	
権利確定		12,800	32,000
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	25,000		
権利確定		12,800	32,000
権利行使		3,400	
失効		300	
未行使残	25,000	9,100	32,000

## 単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	1,254		1,247
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	800	800
行使時平均株価 (円)		1,216	
付与日における公正な評価 単価 (円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	96,505千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	30,025千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">10,024千円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">2,821千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">7,583千円</td> </tr> <tr> <td>未払家賃</td> <td style="text-align: right;">1,604千円</td> </tr> <tr> <td>未払給与</td> <td style="text-align: right;">3,049千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">816千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,899千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	10,024千円	商品	2,821千円	売掛金	7,583千円	未払家賃	1,604千円	未払給与	3,049千円	その他	816千円	繰延税金資産合計	25,899千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">12,718千円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">2,594千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">11,518千円</td> </tr> <tr> <td>未払家賃</td> <td style="text-align: right;">1,983千円</td> </tr> <tr> <td>未払給与</td> <td style="text-align: right;">1,245千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">18,428千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,079千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,567千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	12,718千円	商品	2,594千円	売掛金	11,518千円	未払家賃	1,983千円	未払給与	1,245千円	賞与引当金	18,428千円	その他	2,079千円	繰延税金資産合計	50,567千円
繰延税金資産																																			
未払事業税	10,024千円																																		
商品	2,821千円																																		
売掛金	7,583千円																																		
未払家賃	1,604千円																																		
未払給与	3,049千円																																		
その他	816千円																																		
繰延税金資産合計	25,899千円																																		
繰延税金資産																																			
未払事業税	12,718千円																																		
商品	2,594千円																																		
売掛金	11,518千円																																		
未払家賃	1,983千円																																		
未払給与	1,245千円																																		
賞与引当金	18,428千円																																		
その他	2,079千円																																		
繰延税金資産合計	50,567千円																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>課税留保金額に対する税額</td> <td style="text-align: right;">3.4</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45.6</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	課税留保金額に対する税額	3.4	住民税均等割	0.5	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td>課税留保金額に対する税額</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.4</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	課税留保金額に対する税額	1.7	住民税均等割	0.4	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4		
	(%)																																		
法定実効税率	40.7																																		
(調整)																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1																																		
課税留保金額に対する税額	3.4																																		
住民税均等割	0.5																																		
その他	0.1																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6																																		
	(%)																																		
法定実効税率	40.7																																		
(調整)																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7																																		
課税留保金額に対する税額	1.7																																		
住民税均等割	0.4																																		
その他	0.1																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4																																		

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当社は関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
1株当たり純資産額	495.61円	1株当たり純資産額	652.66円
1株当たり当期純利益金額	146.95円	1株当たり当期純利益金額	163.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	136.97円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	155.78円
<p>当社は、平成20年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 270.51円 1株当たり当期純利益金額 83.59円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	207,956	278,844
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	207,956	278,844
期中平均株式数 (株)	1,415,186	1,709,812
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	103,103	80,130
(うち新株予約権)	(103,103)	(80,130)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(事業の撤退)</p> <p>当社は、平成22年4月21日開催の取締役会において、リレーションシップ事業から撤退することを決議いたしました。</p> <p>1. 事業撤退の理由</p> <p>市場規模の増大が予想される環境負荷削減型商品の販売をより一層強化するため、経営資源の効率的な活用や今後の見通し等を総合的に判断した結果、リレーションシップ事業の撤退を決定いたしました。</p> <p>2. 事業撤退の概要</p> <p>事業撤退の部門 リレーションシップ事業部 平成22年3月期の売上高 145,369千円(全社比4.3%)</p> <p>3. 事業廃止の日程 平成22年4月21日</p> <p>(新規事業の開始)</p> <p>当社は、平成22年4月21日開催の取締役会において、新たな事業を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 新規事業名</p> <p>グリーンハウスプロジェクト事業</p> <p>2. 事業開始の目的</p> <p>従来、営業方法についてはいずれもテレマーケティングによる商談・販売によっておりましたが、今般、販売方法の多角化を目的として、自社で運営する店舗を構築することにより、住宅用ソーラー発電システムやエコキュート等の商品の店舗販売を行う事業を開始することといたしました。</p> <p>3. 新たな事業の概要</p> <p>新たな事業の内容</p> <p>個人のお客様を対象に、大型商業施設等で環境負荷削減型商品の店舗販売を行う。</p> <p>事業開始の時期 平成22年4月21日</p> <p>当該事業を担当する部門</p> <p>グリーンハウスプロジェクト事業部(新設)</p> <p>店舗開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコラステーション ロックシティ守谷店</li> <li>・エコラステーション ロックシティ水戸南店</li> </ul> <p>その他、立地等条件を勘案し、店舗開設を検討。</p> <p>4. 新規事業が営業活動に及ぼす影響</p> <p>平成23年3月期において、約5億円の売上高を見込んでおります。また、新設店舗の設備投資費用として、約1億円を見込んでおります。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	31,651	7,320	13,464	25,506	3,586	2,900	21,920
工具、器具及び備品	19,284	16,541	544	35,282	9,611	4,682	25,671
有形固定資産計	50,935	23,861	14,008	60,788	13,197	7,583	47,591
無形固定資産							
ソフトウェア	15,512	44,401	6,030	53,884	6,750	5,045	47,133
ソフトウェア仮勘定	-	12,600	-	12,600	-	-	12,600
無形固定資産計	15,512	57,001	6,030	66,484	6,750	5,045	59,733
長期前払費用	880	740	15	1,605	770	292	834
繰延資産							
創立費	641	-	641	-	-	128	-
株式交付費	892	-	892	-	-	67	-
繰延資産計	1,534	-	1,534	-	-	196	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	本社増床・改修による取得	2,156千円
	支店移転・開設による取得	1,635千円
	社内ERP構築サーバー	9,060千円
	ウェブサイト運営事業譲受サーバー等	1,271千円
ソフトウェア	CTIシステム導入	17,816千円
	社内ERP構築	9,330千円
	ウェブサイト運営事業譲受	16,492千円
ソフトウェア仮勘定	社内ERP構築	12,600千円

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

建物	本社事務所レイアウト変更による除却	10,579千円
	名古屋支店移転による除却	2,885千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	-	45,290	-	-	45,290



(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	153
預金 普通預金	939,093
小計	939,093
合計	939,247

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)クレディセゾン	187,887
(株)アントレプレナー	47,148
(株)ビジネスパートナー	45,383
NECキャピタルソリューション(株)	28,261
NTTファイナンス(株)	17,288
(株)オリエントコーポレーション	9,400
その他	26,836
合計	362,207

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
357,755	3,548,433	3,543,982	362,207	90.7	37.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(千円)
電子ブレーカー関連	6,710
エコキュート・IHクッキングヒーター関連	15,377
住宅用ソーラー発電システム関連	3,664
その他	516
合計	26,268

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
(株)コロナ	50,000
(有)JOYプロパティ・マネジメント	29,968
アリエル(合同)	7,726
矢作地所(株)	5,404
(株)京セラソーラーコーポレーション	5,000
その他	14,372
合計	112,471

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ネオ・コーポレーション	32,201
(株)コロナ	19,444
(株)データ・ウェーブ	4,304
(株)アントレプレナー	3,674
大昭設備機器(株)	3,240
その他	15,196
合計	78,061

未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	93,562
(株)コンベックス	19,672
トヨタファイナンス(株)	14,640
(株)スペースアート十番	9,093
品川社会保険事務所	6,634
その他	44,189
合計	187,792

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	106,391
事業税	31,256
住民税	22,840
合計	160,488

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	747,748	857,875	954,656	829,292
税引前四半期純利益金額 (千円)	87,756	135,533	145,243	132,617
四半期純利益金額 (千円)	48,118	73,499	77,139	80,086
1株当たり四半期純利益 金額(円)	28.30	43.07	45.06	46.54

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社  株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL <a href="http://www.ub-energy.com/ir/index.html">http://www.ub-energy.com/ir/index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第4期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成21年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第5期第1四半期）（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）平成21年8月12日関東財務局長に提出。

（第5期第2四半期）（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）平成21年11月12日関東財務局長に提出。

（第5期第3四半期）（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）平成22年2月12日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 コビキタスエナジー  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コビキタスエナジーの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コビキタスエナジーが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 コビキタスエナジー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コビキタスエナジーの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コビキタスエナジーが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。